

平成 2 9 年 9 月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日 開会

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

平成29年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成29年10月10日（火）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案の上程

議案第1号 平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第2号 平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第4号 平成29年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案質疑

日程第 7 一般質問

日程第 8 討論、採決

日程第 9 閉 会

出席議員（9名）

1番	桜井隆君	2番	鎌倉金君
3番	石上允康君	4番	佐久間茂樹君
5番	滑川公英君	6番	景山岩三郎君
7番	小川博之君	8番	荻谷進一君
9番	浅野勝義君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者	明智忠直君
副管理者	太田安規君
副管理者	越川信一君
事務局長	増田吉克君
会計管理者	島田知子君
施設整備課長	嶋作勝也君
施設整備課主査	宮内雄治君
施設整備課主査	黒柳智義君
総務課副主査	石毛好美君

事務局出席者

書記	小林敦巳
書記	菅谷武

○事務局長（増田吉克君） それでは、会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料としまして、議事日程、議案第1号から第3号の平成28年度決算書、平成28年度決算に係る主要な施策の成果、平成28年度決算審査意見書、議案第4号の平成29年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について及び説明資料、議案第5号の千葉県総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、こちらを事前に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。また、今回は、提出議案の概要説明についても併せて配付させていただきました。

本日は、一般質問一覧、席次表、説明者一覧を各議席に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

最後に、当組合の会計管理者を紹介いたします。旭市の島田会計課長でございます。

○会計管理者（島田知子君） 島田です。よろしくお願いいたします。

日程第1 開 会 （午後2時00分）

○議長（桜井 隆君） ただいまから、平成29年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会します。ただいまの出席議員は、9名でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長他説明員の出席を求めました。

日程第2 会期の決定

○議長（桜井 隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（桜井 隆君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（桜井 隆君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行ないます。匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、9番浅野勝義議員、3番石上允康議員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第4 議案の上程

○議長（桜井 隆君） 管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第5号までの5議案であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（桜井 隆君） 配付漏れなしと認めます。日程第4、議案第1号から議案第5号までの5議案を一括上程いたします。職員より、議案の朗読をいたします。

○書記（小林敦巳） それでは、議案の朗読をいたします。

議案第1号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

議案第2号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第3号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第4号、平成29年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案第5号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

以上、5議案でございます。

日程第5 提案理由の説明

○議長（桜井 隆君） 日程第5、ここで管理者から、あいさつを兼ねまして、提案理由の説明を求めます。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 10月に入りましたが、この2～3日夏の気候が戻ってきました。ほんとに暑い日が続いておりますが、皆様方には大変お忙しいところを、平成

29年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の定例会に提出いたします議案は、5議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明で申し上げることといたしますが、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。

ここで、当組合事業の近況について、ご報告いたします。

はじめに、銚子連絡道路の整備促進について、申し上げます。去る5月23日に、旭市いいおかユートピアセンターにおいて、第19回銚子連絡道路整備促進地区大会を開催いたしました。議員の皆様には、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。お蔭をもちまして、盛会のうちに地区大会を終えることができましたことを、厚くお礼申し上げます。また、8月3日には、地元選出国會議員、国土交通省、財務省へ、銚子連絡道路の一日も早い完成を図るべく、要望活動を行ってまいりました。

次に、職員共同研修事業であります。圏域内職員が公務員として必要な基礎的知識の習得、指導力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に、共同で研修を実施しているところであります。本年度も、新任職員研修から監督職員の研修まで、各種の研修を計画しており、9月末現在で5課程149名が研修を受講しております。

次に、本年で26回目となりました中学生海外派遣研修であります。圏域内15校の中学2年生、30名の皆さんが参加し、5回の事前研修を経て、7月25日から4泊5日の行程で、シンガポールへ研修に行っていました。生徒の皆さんは、自らその目で耳で、外国の自然、産業、文化、歴史等を学ぶとともに、現地校の訪問では、盛大な歓迎を受ける中、英語のスピーチや練習に練習を重ねた歌や踊りを披露し、大変好評であったと聞いております。そして、この交歓会を通じて、多くの現地学生と交流を深めることができました。この貴重な体験がきっかけとなって、将来、この地域を担っていく生徒の皆さんが、視野の広い人材に、大きく育って行くことを期待しております。

次に、職員採用試験の受験状況について、ご報告いたします。本年は、9月17日に、市立銚子高等学校を試験会場に実施しました。この採用試験には4団体が参加し、13職種、202名の方が受験されました。

次に、ごみ処理広域化推進事業について、ご報告いたします。ごみ処理施設につきましては、本年４月に入札公告を行い、現在、ごみ焼却施設建設運営事業者選定委員会において、事業者選定の手続きを進めているところであり、今後、同委員会からの答申を基に組合として事業者を決定する予定であります。その後、仮契約を締結することとなりますが、最終的には、次の組合議会定例会において議会の議決をいただき、本契約を締結したいと考えております。

並行して進めております、ごみ処理施設建設計画地の用地買収につきましては、これまでに地権者の約８割の方と契約を締結していただくことができました。残りの地権者についても、引き続き交渉してまいります。

次に、最終処分場につきましては、平成２８年度に実施しました基本設計の内容を基に、現在、実施設計を進めております。また、最終処分場建設計画地につきましては、現在、一部未了であった測量業務を進めているところであり、速やかに完了させ、ごみ処理施設と同様に用地買収を開始したいと考えております。

負担割合の見直しについては、平成２９年３月議会定例会において、９月議会に負担金条例の改正案を提出できるよう、３市長で協議していく旨をお伝えしました。しかし、これまでもご説明しているとおり、３市の協議が整わない限り、負担金条例の改正案を議会にお示しすることはできません。

そのような中、８月２８日に開催した組合議会全員協議会の際には、皆様から様々な意見をいただきました。９月２５日に開催した首長会の際に、負担割合の見直しについても議論いたしましたが、当然のことながら、負担割合を見直した場合には、現行の割合と比べ財政負担が減少する市がある一方、増加する市ができることから、意見の隔たりが大きく、調整が非常に難しい状況となっています。本事業は、今後２０年以上にわたり、３市で実施していくものであり、それぞれの市の立場をお互いに尊重し、納得のいく議論を深めていかなければ負担割合の見直しは難しいと考えます。今後も引き続き、協議を実施してまいります。見直し案がまとまり、条例が改正されるまでは、現行の負担割合で事業を進めていくことについて、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

皆様すでにご承知のとおり、ごみ処理広域化推進事業は、平成１９年度から組合の事業として開始し、長い時間をかけて取り組んできた結果、すべての地元町内から施

設建設に対する基本的な同意をいただくことができ、ようやく建設工事が始められる段階まで事業を進めることができました。構成３市の既存ごみ焼却施設等については、設備の老朽化に伴い、機器の故障も頻繁に発生するなど、限界が近づいております。そのため、新たなごみ処理施設を計画どおり完成させなければなりません。つきましては、震災復興事業の期限となっている平成３２年度までに何としても施設建設が完了できるよう、３市が助け合い、協力し、事業を進めて行きたいと考えております。

以上、組合事業の近況についての報告とさせていただきます。

今後とも、３市が、より連携を密にし、東総地域の発展、活性化に向け、各種事業を展開してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、本議会に提出いたしました各議案の提案理由を申し上げます。議案第１号から議案第３号までは、平成２８年度各会計の決算でありまして、議会の認定を求めるものであります。

議案第１号は、平成２８年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額５，０３９万６，２０８円、歳出総額４，６７５万９，７７１円、差し引き３６３万６，４３７円となりました。

議案第２号は、平成２８年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額１，１８２万２，９０５円、歳出総額１，０００万６，７３８円、差し引き１８１万６，１６７円となりました。

議案第３号は、平成２８年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額１億８，２４９万９，４１１円、歳出総額１億６，２４７万９，８１３円、翌年度へ繰越明許費として財源繰越する４５０万円を差し引いた実質収支は、１，５５１万９，５９８円となりました。

議案第４号は、平成２９年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算について、広域ごみ処理施設受送電設備工事費負担金として平成２９年度から平成３２年度までの期間で、２億７，３４０万円の債務負担行為を設定するものであります。この負担金は、広域ごみ処理施設を稼働させるために必要となる電気の受送電設備として、新たな鉄塔の設置や高圧線の敷設工事などを東京電力が実施し、その工事費に係る組合負担分を負担金として支払うものです。

議案第5号は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、千葉縣市町村総合事務組合が平成30年4月1日から新たに軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付に関する事務を実施することに伴い、同組合が共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部改正について、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては、事務局より補足説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。

○議長（桜井 隆君） 続きまして、議案第1号から議案第3号についての補足説明を求めます。

○議長（桜井 隆君） 増田事務局長。

○事務局長（増田吉克君） それでは、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計及び一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括してご説明いたします。

お手元の平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合決算書の1ページをお開きください。まずは、一般会計の歳入でございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは、合計のみの説明とさせていただきます。

歳入合計は、予算現額4,939万5千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、5,039万6,208円で、不納欠損額、収入未済額は、ともになく、予算現額と収入済額との比較は、100万1,208円の増でございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額4,939万5千円に対しまして支出済額4,675万9,771円で、翌年度繰越額はなく、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに、263万5,229円でございます。歳入歳出差引残額は、363万6,437円でございます。

続きまして3ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目総務費負担金の収入済額4,669万2千円は、関係3市からの負担金収入でございます。2款1項1目繰越金の収入済額368万6,751円は、前年度からの繰越金収入でございます。3款1項1目雑入の収入済額1万7,457円は、

職員共同採用試験に係る関係３市以外の参加団体からの負担金でございます。

４ページをお開きください。次に歳出の主なものをご説明いたします。１款議会費の支出済額４３万４９０円は、組合議員の報酬、旅費及び組合議会行政視察研修に係る経費等でございます。２款総務費の支出済額は、４，６３２万９，２８１円で、この内、２款１項１目一般管理費の２節給料、３節職員手当等及び４節共済費は、事務局長及び総務課職員、計５人分の人件費で、支出額は、４，１２８万３，７２７円でございます。

５ページをご覧ください。１１節需用費は、支出済額が１６０万７，９７２円で、その主なものは事務用品等の消耗品費が４０万９，１２２円、庁舎の光熱水費が６６万３，５１９円。また、修繕料は、庁舎の冷暖房設備の修理代及び公用車の車検整備代で、２９万５，４３２円でございます。１３節委託料は、支出済額が１２７万２，８８８円でその主なものは、庁舎警備の委託料４８万９，８８８円、組合ホームページ保守・更新の委託料２５万９，２００円等でございます。１４節使用料及び賃借料は、支出済額が４３万５，１５３円でその主なものは、有料道路通行料や複合機・電話機の賃借料でございます。１８節備品購入費は支出済額が３０万８，２４３円で、パソコン、大型石油ストーブ等の購入費用でございます。

（「もう少し簡略に説明いただきたい」との声あり）

６ページをお開きください。１９節負担金、補助及び交付金は、支出済額３１万２，９３８円で、その主なものは、職員共同採用試験に係る千葉縣市町村総合事務組合への負担金等でございます。２目企画費、１１節需用費、支出済額５３万９，７８４円は、組合広報紙ふるさと東総の印刷費でございます。２項１目監査委員費は、監査委員２名分の報酬及び旅費でございます。

７ページをご覧ください。３款予備費については、当初予算額１００万円から、議会費の１４節使用料及び賃借料に５万６，３０６円を充当しました。こちらは視察研修の際の予算不足によるものです。

８ページをお開きください。実質収支に関する調書については、記載のとおりでございますが、５の実質収支額は、３６３万６千円でございます。

９ページをご覧ください。財産に関する調書については、記載のとおりでございますが、建物及び物品の２８年度中の増減はございませんでした。

一般会計については、以上でございます。

次に、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。先ず、歳入でございますが、歳入合計は、予算現額1,184万円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,182万2,905円で、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較は、1万7,095円の減でございます。

12ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計、予算現額1,184万円に対しまして、支出済額は1,000万6,738円で、翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに、183万3,262円で歳入歳出差引残額は、181万6,167円でございます。

13ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。1款1項1目利子及び配当金の収入済額5万3,740円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入でございます。2款1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金、収入済額817万5千円は、中学生海外派遣研修や職員共同研修等の事業費の財源に充てるため、基金を取り崩して繰り入れたものでございます。3款1項1目繰越金の収入済額179万4,165円は、前年度からの繰越金でございます。4款1項1目雑入、収入済額180万円は、中学生海外派遣研修の参加負担金でございます。

14ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目ふるさと振興費、支出済額は、1,000万6,738円でございます。その主な内容でございますが、9節旅費で中学生海外派遣研修の37名分の海外渡航費等が632万6,583円。13節委託料で職員共同研修の講義を民間事業者へ委託した経費215万2,725円でございます。19節負担金、補助及び交付金、支出済額76万円は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。

15ページをご覧ください。実質収支に関する調書については、記載のとおりでございますが、5 実質収支額は181万6千円でございます。続いて、財産に関する調書でございますが、基金から817万5千円を取り崩したことから、決算年度末の現在高は、5,522万円でございます。

ふるさと市町村圏事業特別会計については、以上でございます。

次に、一般廃棄物処理事業特別会計について、ご説明いたします。

17ページをお開きください。先ず歳入でございます。歳入合計は、予算現額1億8,250万円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億8,249万9,411円で、不納欠損額及び収入未済額は、ともになく、予算現額と収入済額との比較は、589円の減でございます。

18ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額1億8,250万円に対しまして、支出済額1億6,247万9,813円で、翌年度繰越額は450万円で、不用額は1,552万187円、予算現額と支出済額との比較は、ともに、2,002万187円でございます。歳入歳出差引残額は、2,001万9,598円でございます。

次に、19ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。1款1項1目衛生費負担金は、関係3市からの負担金収入でございます。2款1項1目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金の収入でございます。3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金収入でございます。

20ページをお開きください。歳出でございます。1款衛生費の支出済額は、1億6,247万9,813円。その主な内訳として、1款1項1目清掃総務費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、施設整備課職員7名分の人件費でございます。

19節負担金、補助及び交付金、支出済額は、16万8,326円で、主な内容は、施設整備課の執務室として使用している、銚子市役所4階事務室の庁舎管理費負担金等でございます。

次に、21ページをご覧ください。1款1項2目施設建設費でございますが、11節需用費は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費等でございます。12節役務費主なものとして、不動産鑑定業務等にかかる手数料でございます。13節委託料、支出済額9,896万1,732円でございますが、主なものとして、広域ごみ焼却施設建設基本計画等総合支援業務、広域ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務、広域最終処分場建設計画等総合支援業務等でございます。

なお、事業進捗の状況によりまして、広域最終処分場建設計画地等測量業務に係る委託料450万円を平成29年度に明許繰越いたしました。

22ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金、支出済額215万1,400円は、ごみ焼却施設の建設計画地である、野尻町地区16町内に対する補

助金でございます。

23ページをご覧ください。実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございますが、5の実質収支額は1,552万円でございます。

一般廃棄物処理事業特別会計の説明は、以上でございます。

続きまして、別冊になっておりますが、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合決算に係る主要な施策の成果について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。一般会計の職員採用試験合同実施事業でございます。決算額は、38万3,165円でございます。28年度は7月と9月の2回職員採用試験を実施しております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の職員共同研修事業でございます。決算額は、253万9,555円でございます。28年度は、8課程の研修を実施し、282名の修了者でございました。

3ページをご覧ください。東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の中学生海外派遣研修事業、決算額は、670万7,183円でございます。28年度で25回目の実施となりましたが、圏域内15校の中学2年生30名が参加し、シンガポールへの訪問、研修を実施いたしました。

4ページをお開きください。東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の銚子連絡道路整備促進事業、決算額は76万円でございます。これは、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。28年度は、地区大会の開催、要望活動等を実施いたしました。

最後に、5ページをご覧ください。一般廃棄物処理事業特別会計のごみ処理広域化推進事業、決算額は1億555万7,163円でございます。主な内容としましては、広域ごみ処理施設建設に係る取り組みとして、地元対策協議会との協議、地元町内会への説明会や先進施設の見学会の実施。広域ごみ焼却施設の基本計画等総合支援業務の実施。また、広域ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務としまして、事業者選定委員会を設置し、事業者評価方法、要求水準書等について検討をいたしました。

次に、広域最終処分場建設に係る取り組みとしまして、地元住民への説明会、地元対策協議会との協議を実施しました。広域最終処分場建設に係る基本計画等総合支援

業務においては、基本設計書の策定、生活環境影響調査書の作成を実施したところでございます。

議案第1号から議案第3号の補足説明は、以上でございます。

○議長（桜井 隆君） ここで、監査委員を代表して、浅野勝義監査委員から、決算審査意見について、報告を求めます。浅野監査委員お願いいたします。

○9番（浅野勝義君） 決算審査についてご報告いたします。

平成29年8月9日、東総地区広域市町村圏事務組合会議室において、代表監査委員斉藤 馨氏と、私、浅野により、事務局立会いのもと、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計、及び一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出決算並びに、ふるさと市町村圏基金について、決算書及び関係帳簿、証書類を審査したところ、各会計の歳入歳出決算は各帳簿との照合の結果、係数は正確であり、内容も正当なものと認定しました。また、証書類も整理されており、収入及び支出についても効率性を十分考慮し、適正な執行がなされていました。基金については、その設置目的にそって適正かつ効率的に運用されているものと認めました。

東総地区広域市町村圏事務組合 監査委員 浅野勝義。

○議長（桜井 隆君） ありがとうございます。監査委員の報告は終わりました。

続いて、議案第4号及び議案第5号の補足説明を求めます。

○議長（桜井 隆君） 増田事務局長。

○事務局長（増田吉克君） 議案第4号、平成29年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

広域ごみ処理施設への電力の供給及び施設で発電した電気の送電をするための設備の設置が必要となり、工事については東京電力のグループ会社が行いますが、工事費の設置者負担金を当組合において支払うこととなります。

今回の補正予算は、電気設備の工事の実施及び負担金の支払いについての契約を締結するために債務負担行為を設定するものでございます。議案とともに配付しております資料についてもお覧願います。工事の概要でございますが、既存の送電線から広域ごみ処理施設へ向かって分岐させるため、鉄塔4基及び特別高圧1回線の新設や計

量器や通信設備等を設置するものであり、東京電力によりますと工期としては調査や設計、用地買収等を平成32年2月頃までに行い、32年3月から9月頃にかけて、鉄塔設置等現地の工事を行う予定とのことでございます。

この広域ごみ処理施設受送電設備工事費負担金の債務負担行為の期間は、平成29年度から平成32年度まで、限度額は2億7,340万円に消費税及び地方消費税を加算した額でございます。なお、平成29年度は契約の締結のみで、負担金の支払い時期は、平成32年の10月頃を予定しております。以上でございます。

続きまして、第5号議案、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明いたします。こちらにつきましては、各市議会でも同様の協議がされているかと思えます。千葉縣市町村総合事務組合は、地方自治法に基づき設立された一部事務組合で、県内市町村及び一部事務組合、広域連合を構成団体とし、当該組織団体に係る15の業務を共同処理しております。

今回の協議は、千葉縣市町村総合事務組合が、平成30年4月1日から新たに軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付・発送の事務を始めることに伴い、共同処理する事務を変更し、組合規約の規定を改正するに当たり、地方自治法第286条第1項及び290条の規定により構成団体に協議、議会の議決を求めるものでございます。

それでは新旧対照表をご覧ください。まず、第3条第1項の改正ですが、総合事務組合の共同処理する事務に、第16号として、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く）の受付を追加するものでございます。

次に、別表第2の改正は、先程の第3条第1項の改正に伴い、新たに軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く）の受付について、共同処理を行う組織団体を追加するものでございます。なお、附則においては、本規約の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

日程第6 議案質疑

○議長（桜井 隆君） 日程第6、議案質疑を行います。議案第1号から議案第5号までの5議案を順次議題といたします。予め申し添えますが、質疑回数は、再々質問ま

でとなっております。質疑については、議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

始めに、議案第1号について、質疑ありませんか。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 決算の内容については、監査委員の報告をいただいておりますので、反対するものではありませんが、内容に関して若干の発言をしたいと思います。一般会計の財産の部分で、土地と建物の名義はどこになっていますか。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○議長（桜井 隆君） 増田事務局長。

○事務局長（増田吉克君） 土地につきましては、旭市の名義で、建物につきましては、当組合の名義でございます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 今日はエアコンが回っていて良かったですが、だいぶ建物の老朽化が進んでいるということで、大切な事業も行っている訳でありますので、当組合として、建物を今後どう考えていくかが必要であると思います。建物の管理上どういう問題が今後考えられるのか、局長のお考えがありましたら、お示ください。

○議長（桜井 隆君） 増田事務局長。

○事務局長（増田吉克君） 議員もご案内のとおり、先日、冷房が壊れたり、北側が雨漏りするなどの状況もありますので、昨年から、旭市の新庁舎建設に併せまして、空き庁舎への移転等を含め、内部で検討をはじめているところであります。耐震上の問題もありますし、この部屋で研修等も行っております。安全確保の面もありますので、できるだけ建物の利用、移転等も含めて調査をして行きたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） この間も雑談の中で申し上げたとおり、旭市さんが庁舎を建て直しする計画があると思います。その庁舎内に間借りをするのも一つだろうし、また、再整備する各施設が旭市さんにあると思います。やはり3市の中心は旭市にありますので、そこに新たな場所を考えていただくのも、広域事業の中での必要事項であると思いますので、検討していただきたい。これは見解でありますので、この思いを反映していただければと思います。回答は結構です。

○議長（桜井 隆君） 他に質疑ありませんか。

○議長（桜井 隆君） 滑川議員。

○5番（滑川公英君） 今のことですが、旭市ではこの建物を云々ということは、一度も議会に話がないんですが。局長の私的な考えですか。だめだと言っている訳ではないんですが。耐用年数がどれくらいになっているのか。耐震もちゃんとできているのか、報告いただきたい。

○議長（桜井 隆君） 増田事務局長。

○事務局長（増田吉克君） 先程の発言につきましては、内部で検討を始めたということとであります。こちらは、昭和49年の建物ですので、耐震基準はクリアしておりません。耐震調査も現在のところは実施しておりません。以上でございます。

○議長（桜井 隆君） 滑川議員。

○5番（滑川公英君） だいぶ年数も経っておりますし、この際旭市の新庁舎のことにつきまして、局長の言われた話ですから、だったら早く設計の中に入れて貰うとか、アタックして行かないと間に合わないと思いますが。それについてはどうですか。

○議長（桜井 隆君） 増田事務局長。

○事務局長（増田吉克君） 今後内部で、事業に併せた部屋数や、この建物を耐震改修する方法も考えるべきなのかも含めて検討し、管理者、副管理者に相談してまいりたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（桜井 隆君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（桜井 隆君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について、質疑ありませんか。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 負担割合の問題は別としても、事業は進んでいる訳であります。

先程の色々ご説明の中に、3千万円台、4千万円台、1千万円台という大きなアドバイザー業務や支援業務を発注している訳であります、その成果というものは、議

会には一度もお示しがないと思います。事業の正当性と予算の執行状況は、監査委員が確認しますから反対はしませんが、事務事業の掛かった費用に対する成果が議会に示されてないんですが。なぜ示されないのか、先ずお答えいただきたい。その資料というものが介在するのかなど、それが2点目。それから先程、用地取得に関する鑑定が出たとの説明がありましたが、それは決算書のどの部分にあたるのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） ご答弁申し上げます。先ず大きなところで、ごみ焼却施設建設基本計画等総合支援業務でございます。こちらは、平成26年6月に契約しまして、基本計画の策定や環境影響評価などが主な業務です。この中で平成28年度は、3年目になりますが、第一次地域計画の見直し、環境影響評価いわゆる環境アセスの準備書の作成。

○8番（荻谷進一君） 議長、答弁中すみませんが。その内容を聴いているのではなくて、報告書ができていますか。それがなぜ議会に配られないんですかと言ったつもりです。事業内容を説明してくださいとは言っていないよ。

○議長（桜井 隆君） 報告書の件ではどうですか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） ただいま申し上げました総合支援業務の報告書の大きなものとしては、環境影響評価の準備書になるかと思いますが、特に議会へお出しはしておりませんでした。こちらにつきましては、後日ご報告したいと思います。

（「21ページの支援業務3件とも提出いただけますか。」との声あり）

2番目のアドバイザリー業務につきましては、ただいま業者選定事業を委員会で行っていただいておりますが、28年度はその入札公告基準を作成し、今年4月に議員さんにお配りしたところでございます。あと一つ最終処分場の総合支援業務ですが、28年度の主な業務としましては、基本設計、生活環境影響調査です。基本設計につきましては、高圧線の関係で計画が変更になった際に報告させていただきました。生活環境影響調査につきましては、後日お示ししたいと思います。

用地鑑定のご質問ですが、決算書の21ページ、12節役務費、手数料の内、不動

産鑑定評価業務として、1,622,160円、画地格差率意見書作成業務として、604,800円であります。これは、不動産鑑定を行う際に使用するもので、土地の面積、形状等により単価を調整する率を作成するものです。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 3,700万円、1,300万円、4,200万円と大きな支援業務が出ていますが、決算を出す以上、結果報告が伴う、我々議員が確認をする。事務事業の成果をきちんと確認するのが我々議員の役目なんです。予算、決算上は承認しますが、こういうものを明確にしていただかないと、情報の開示が無く、後から物事が出て来て、ご理解くださいとなっております。こういう物を一括して決算の時に、成果を出して、きちんと報告していただきたい。入札業務で1千何百万も掛かっているんですから、どれだけのことをやったのか、どれだけの物を出したのか見てみたい訳ですよ。その辺は確認しておきます。

で、いわゆる業者選定アドバイザー業務で1,300万円やって、今年度選定中だと思いますが、先程、管理者からそのことについては、委員会で検討していますと、その後議会にお示しさせていただきたいという話でありましたが、議会には最終的に委員会で決まってから出して、それも議会ですすんですか。それとも全員協議会へ一度話として、一切何も情報開示もなく、そのままいきなりここの業者に決まりました、こういう内容ですという開示方法になるんですか。そこは正直、解せないんですよ。やっぱり、ある程度の内容を我々も調査、勉強をして論議をして行きたい訳でありますから、その点どうなっているのか。この1,300万円の入札業務に関しての内容について、ご説明いただきたいと思います。

それから明許繰越で450万円あったと説明がありました。通常、明許繰越は避けるべきであります、その理由を明確にお示しいただきたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 焼却施設の入札関係でございますが、今、選定委員会で進めておりまして、10月末に選定委員会が終わる予定です。その結果を受けて首長会で業者を決定する予定です。そのタイミングで、議会へは全員協議会等の場でご報告させていただきたいと考えております。

明許繰越450万円ですが、最終処分場の一部地権者で、事業に同意いただけず用

地測量に立ち会っていただけませんでした。同意いただけない理由としては、地元町内の同意を得なければ、事業に協力できないとのことでした。このため、昨年度の補正予算で明許繰越させていただきましたが、今年３月末に地元町内の同意をいただきまして、この地権者からも事業の同意をいただき、立ち会いもいただきまして、測量を進めさせていただいております。以上でございます。

（「答弁漏れ、報告書は後で貰えますか。」の声あり）

各種委託料の出せる報告はさせていただきます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○８番（荻谷進一君） 明許繰越のときの説明は、ちゃんと何が何でどういう理由だということを、事故理由があればきちっと述べるように今度してください。各議会ではそういうものをきちっとやっていると思うんですよ。その点確認は今後していただきたいと思います。それで今アドバイザー業務の、出しますと言ったけど、ちゃんと金額に合わせたきちとした書類でないといけないよ。今持っていないの。そういうのを我々に出さないといけないですよ。じゃないとこれだけの事業をやっていて、まだ負担割合も決まっていないのに、事業だけどんどん進んじゃっている訳ですから。このまま今まで決めた負担割合で流されたら堪ったもんじゃないですから。その辺の確認をお願いしたいと思います。

それと先程１０月３０日で決まるというお話があった中で、その後首長会議ということでしたけど。首長会議をやる前に、やっぱり議会に、こういう事情で、こういう説明だということをして貰わなければならないんじゃないかなと。やはりそれだけの何百億も掛かる事業ですから、それは必要かと思うんですが、その点はどうなのか。それから、業者選定にあたっての、どれだけの資料が出るか分からないんですけども、それを全部ちゃんと議会に開示していただけるのか。その点の確認が必要だと思うんですね。で、最終的にこの事業の業者選定はどういう形で決めるのか。前回のシャフト式に関しては、当初は議会でお諮りしてとの話だったんですけど、途中から一気に管理者でとなって。今回は、確か全協等での話の中では議会の方で決めていただくということになっていたと思うんですが。そこを明確にしていいただかないと、今後の負担割合も決まっていない中で、心配でありますけども。その点は決定していると思うんですが、その点の内示をお示してください。

(「暫時休憩」を求める声あり)

○議長(桜井 隆君) ここで暫時休憩いたします。

午後3時10分 休 憩

午後3時20分 再 開

○議長(桜井 隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。荻谷議員の質問に対する答弁をお願いします。

○議長(桜井 隆君) 鴨作施設整備課長

○施設整備課長(鴨作勝也君) 先程の件について、ご答弁申し上げます。事業者選定委員会は、管理者から諮問の形でご協議いただいております。委員会で業者が選定されましたら、管理者へ答申があります。これを受けましたら首長会を経て、すぐに全協でご報告申し上げ、議会の意見を聴いた後、もう一度首長会を開く形で。仮契約の前にこういった手続きを踏ませていただく予定であります。仮契約を結びましたら、自治法の規定で、2月頃に議会の本会議で契約承認の議決をいただくという流れになるかと思っております。

この報告のときの資料ですが、入札の応募者、事業者が出した資料については、著作権が事業者側にありますので、それを公にする場合は、事業者に事前の協議が必要になると、入札説明書にありますので、その辺の協議等も踏まえて、出せる範囲でお示しさせていただきたいと思っております。

○議長(桜井 隆君) 荻谷議員。

○8番(荻谷進一君) 出せるのか、出せないのかは、著作権があるから出せないということですか。議会は何のためにあるんですか。勘違いしているよ。議会は調べるところじゃないの。著作権があるから出せないとは、そんな理由なら情報公開条例でやるか。どうやってやるの。なんで議会に対して情報開示をしないかという問題で言っているの。出せるのか、出せないのか、明確に答えてください。答弁漏れですよ。

○議長(桜井 隆君) 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 今申し上げたとおり著作権が応募者側にあつて、それを出す場合は事前の協議が必要であると、入札説明書で公告しております。ですから協議して、出せる範囲で出したいということになります。

○議長（桜井 隆君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（桜井 隆君） 質疑ないようですので、次に議案第4号について、質疑ありませんか。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） これは接続検討依頼を出したということですよ。売電並びに受電に関する。接続検討依頼を出したら、その答申が出ていると思うんですが。答申をなぜ添付していないんですか。答申があるでしょ、書面で。何キロ以上はこうで、負担金がいくらでという、ちゃんと書いたものがあるんですよ。それをなんで添付していないんですか。理由がきちっと分らないものを、なんでこれ明確に説明がないんですか。負担金に関する2億7,340万円を負担したいと、2枚目の資料は接続系統ですよ。私商売でやっていますから、よく知ってるんだよね、これ。東電の回答書をなんで添付しないのか。暫時休憩でもして、すぐ回答書を配ってください。よろしくどうぞ。

○議長（桜井 隆君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時24分 休 憩

午後3時25分 再 開

○議長（桜井 隆君） 会議を再開いたします。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） ただいまご指摘の接続検討回答書は確かにございます。東京電力エナジーパートナーからの書類ですが、この回答書は秘密情報ということで、目的外使用、第三者への開示を禁止しますと付記されておりますので、大変恐縮です。

が公開はできないとのことで、お願いしたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 誰に対する回答ですか、広域組合に対する回答書でしょ。広域組合議員がなんで秘密情報に関わることになるんですか、理由が分らない。東電の接続検討回答書が秘密情報なんて書いてあるかどうか分かりませんが、それが何で議会に開示できないんですか。そんなことあり得ないですよ。東総広域組合で申し込みをしている訳でしょ。違いますか。組合でやっていて、組合議員へは秘密情報にかかる。組合議員は、秘密事項に関われないってなっているんですか。ここのどこに書いてあるか教えてください。そのために規約があるんだから。すぐ回答してください。議会に何で開示できないんですか。我々が太陽光の発電事業とか風力とかやるうえでは、検討依頼を申し込む訳ですよ、そうすると回答書がちゃんと来るんですよ。そりゃ第三者には無理ですよ、開示するのは。我々議会に何で開示するのがだめなんですか。別に金額が書いてあって、どういう内容になっているのか確認がしたいために言っているんじゃないですか。それを秘密情報があるから開示できないなんて。議会は何のためにあるんですか。教えてください。そこまで拒否するんなら。

○議長（桜井 隆君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時27分 休 憩

午後3時32分 再 開

○議長（桜井 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 先ず、東京電力の接続検討回答書に付記されているのが、秘密情報ということで、目的外使用、第三者への開示を禁止しますとあります。地方公共団体の会議は公開で行うことが原則となっております。従って本会議の場でこれを公表するということは、一般に広く公表したことと同じ扱いになってしまうと思います。仮に全員協議会とか、休憩中はどうなのかという話になろうかと思います。

が、私どもは一般職の地方公務員ですので、一般職につきましては、地方公務員法の34条で守秘義務がかかっております。

（「職員のことは関係ない。言う必要ない。」との声あり）

一方、議員さんは、地方公務員法の適用がございませんので、原則守秘義務がかかりません。ただ、監査委員をされる議員さんは、監査委員として地方自治法で守秘義務の規定があります。いずれにしましても、東京電力へ秘密情報と書かれている真意を確認させていただかないと、この場でこれをお示しすることは、私どもの判断ではでき兼ねるということで、ご理解いただければと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 第三者というのは、関わっていない第三者のことをいうんですよ。例えば関係がない、何がしさんだったら、見せられませんよ。関係あるじゃないですか。そちらはすごいガードするんですよ。公務員法だとかなんとか。基本はこの議会は、これ（規約）に則ってやっている訳ですから、これに明示のないものは、きちっと明確に答えて貰わなければならない訳です。まして接続検討依頼の内容につきましては、監査委員が良いって言いましたよね。終わったら監査委員に見せてください。監査委員だったら見る義務があると言ったでしょ。監査委員に見せてください、代表者ですから。それはやって貰います。

その上で、先程の債務負担行為の金額ですけど、通常ですと東京電力の場合でいうと、最初にお金を全額払わないと実施していただけないというのが原則になっているんですよ。先程の説明だと、事業を進めて行った上でとなっていたんですが、それはおかしいんじゃないですか。間違っていますよ。東京電力は、接続検討依頼して、その回答書に則った金額を払わないと、実施設計並びに用地交渉はしないはずですよ。さっきの回答間違っていますよ。

それから、当初からこの予算はどのくらい見てあるんですか。債務負担行為になるの分っていたんじゃないですか。逆になんで予算化してなかったんですか。これは誰の責任ですか。以上3点答えてください。3回目ですので、答弁漏れのないようにお願いします。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 先ず、監査委員さんにつきましては、監査委員さんに

教えることはできますけれども、その情報を監査委員さんが別の方に教えるということとは、地方自治法での守秘義務違反に問われてしまうことが考えられます。

それから、東電の接続検討依頼は、平成28年度に実施しておりまして、その結果が出て、その工事の債務負担の予算でございます。工事の契約をするにあたって、財源の裏付けが地方自治体の場合必要となります。実際の支払いは、平成32年度になる予定です。

（「内容を良く確認するように」との声あり）

再度内容を確認いたします。債務負担行為としては、契約するための予算で、この10月に契約する予定であります。

○議長（桜井 隆君） 他に質疑ありませんか。

○議長（桜井 隆君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 補正であります。これは緊急性を要するということでありまして、2億何千万円の予算ですから、これは当初予算に組み込んで、しかるべきだと思います。最初から分かっているんですよね。これに関連しますが、執行者のご意見で、今年度の予算は、決算の時期に遡って負担割合を決めるということなんですよ。負担割合が決まっていなのに、早速これを債務負担行為として補正で組まなくては、平成32年3月から9月に間に合わないということですか。遅くとも3月には決算が出る訳ですよ。それまでに負担割合は完璧に決まなくちゃ、まずい訳でしょうと思います。各市の負担金がそれで決まる訳ですよ。その時点までは待てないものなんですか。

○議長（桜井 隆君） 浅野議員の質問に対する答弁を求めます。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 当初予算ではなくて、なぜ今、補正でやるかということですが。先程10月に契約させていただきたいと申し上げましたが、これから測量や鉄塔用地の買収など期間が掛かりまして、10月に申し込んで、施設が動く半年前の平成32年の10月頃に完成予定ということで、ぎりぎりであります。10月から試運転を予定しておりますので、これに間に合わせるために、この債務負担行為でお願いしたところでございます。

○議長（桜井 隆君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君）　そうしますと、東電と相談をしてこの期間を決めたということですか。これでないとできないということを確認が取れているんですか。

○議長（桜井　隆君）　鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君）　東京電力から、スケジュール的にこれくらいかかると言われておりますので、そこから逆算してこの時期がぎりぎりの線かなということがあります。スケジュールは載いております。

○議長（桜井　隆君）　浅野議員。

○9番（浅野勝義君）　最後に確認します。負担割合が決まっていけない訳ですが、3月までおいていたんでは間に合わない、東電に確認はしましたか。一番大事なことだと思うんですよ。負担割合が決まらないうちには、本来はものを進められないと思います。期間がないということで、同時進行しているのが現状だと思います。そこらで話が違ってきている訳ですね。ですから確認が欲しい訳です。終わってから見せて貰いますけども。順序が逆になっている面がこの議会はあるものですから。順序正しく整然ともものは進めないと。もし間に合うものでしたら負担割合が決まってからやってくださいよ。

○議長（桜井　隆君）　鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君）　先程もご答弁申し上げましたとおり、10月に契約しないと間に合わないということでございますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

（「管理者の意見を確認したい」との声あり）

○議長（桜井　隆君）　明智管理者。

○管理者（明智忠直君）　先程事務局から話がありましたように、私も支払う時期に予算を組んだらどうかと事務局に確認したんですけども。この10月に契約をしなければ、東電も調査とかに入れないということで。この債務負担行為を作らなければ、予算の裏付けがなければ、ならないということでありますので、私も了解をしたところであります。

負担割合については、全員協議会でもお話ししましたが、管理者間でも中々纏まらないという状況でありますので、知恵を出し合いながら、資料も色々取り寄せながら、最低でも2月の予算議会くらいまでには決めなければならないと、そのよ

うに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井 隆君） その他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（桜井 隆君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（桜井 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 一般質問

○議長（桜井 隆君） 日程第7、一般質問を行います。予め申し添えますが、一般質問の発言時間は、答弁時間も含めて60分となっておりますので、円滑な議会運営ができますよう、ご協力をお願いいたします。それでは、通告によりまして順次質問を許可いたします。はじめに、鎌倉議員の一般質問を行います。

○議長（桜井 隆君） 鎌倉議員。

○2番（鎌倉 金君） それでは一般質問をさせていただきます。先ず質問1. 広域ごみ処理施設の意義について。これについては3点ございます。①各市施設の現状について、②広域化のメリットについて、③地元住民の意見について。続きまして、質問2. 負担割合の見直しについて、①各市の考え方について、質問してまいりますので、よろしくご答弁の程お願いいたします。

先ず広域ごみ処理施設の意義についてなんですが、各市の現状について、お伺いしたいと思います。と言うますのも、ごみ処理施設をなぜ広域で、単独ではなくて、なぜ広域で建設するのかということでございます。それに伴って、各市施設の現状がどうなっているか改めてお伺いしたいと思います。

続きまして、2番目の広域化のメリットについてですが、震災復興事業の期間は、平成32年度までと聞いています。それまでに建設することで、各市、どれくらい震災復興特別交付税が見込めるかお伺いいたします。また、広域化後の運営費は、現在の各市処理経費と比べてどのようになるのか、お伺いします。

3番目の地元住民の意見についてですが、銚子市としては、旭市に建設する際に決

めた現行条例の割合よりも、迷惑施設を引き受ける銚子市の負担が上がる見直しは受け入れるべきではないと、私個人は考えています。具体的に、施設が建設される町内の迷惑は無論のこと。銚子市の基幹産業である漁業、農業、食品産業など、また銚子市を訪れる観光客、そして銚子市民の住環境及び快適性など、ごみ運搬車の増加に伴う道路の混雑などによる迷惑は広範囲にわたり、金銭には換算できない影響が出るものと懸念しています。その迷惑、影響などを管理者がどのようにお考えか、答えをいただきたいと思います。

続きまして、負担割合の見直しについてですが。先ず意見を申し上げますと、これだけ色々とメリットがあると思われる事業ですが、平成32年度までに建設できなければ、財政的な負担が各市とも大きく増えるのではないかと懸念しております。このようなメリットを3市が受けられるのも、建設地の地元住民が理解を示してくれたからで。しかも、温浴施設は10数億円のお金が掛かり、さらに億単位の赤字を毎年生み出す恐れがあることから、要らないと言ってくれたのも地元住民が進んで発言されております。このことは、私たちも記憶すべきだと思います。このような住民の声を無にしないためにも、何としても期限内に間に合わせるようスピード感を持って事業に取り組んで欲しいなど、3市長の決意をお伺いいたします。

また、負担金については、先程私の考えを述べましたが、このように各市それぞれ考えがある場合、負担割合を見直しするには、負担金条例の改正が必要になります。この改正においては、各市の意見の隔たりが大きく、条例の改正案を示せない状況と理解しておりますが、それで良いか管理者に伺います。

また、負担割合の見直しを行った事例はないか、前回もお聞きしましたが、今回改めてお伺いいたします。以上、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（桜井 隆君） 鎌倉議員の一般質問に対する答弁をお願いいたします。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 私の方から、鎌倉議員の1番目の広域ごみ処理施設の意義について、今なぜ広域で建設する必要があるかについて、お答えをしたいと思います。広域で建設、運営することによりスケールメリットが働き、建設費、管理運営費を抑えることが可能となります。また、より大きな施設規模で24時間運転が可能となることから、発電効率が上がり、サーマルリサイクルにも寄与できるとともに、売電収

入も多く見込めるところであります。加えて、震災復興事業の期限である平成32年度までに完成できれば大変有利な財源措置が受けられることから、この事業に取り組んでいるところであります。

二つ目の質問の、負担割合については現条例を基準とすべきと、ご質問がありましたけれども、このことについては、以前から負担割合を見直すという話で進めている訳でありまして。やはり新たな施設の事業運営ということもありますので、今までの現条例ではなく、新たな条例改正が必要ではないかと私は思っているところであります。そういった中で、正副管理者で話し合いを進めておりますし、この議会でもそういった意見が大勢だと理解をしております。鋭意努力して負担割合を決定して行きたいと考えているところであります。

迷惑施設を受け入れる銚子市の負担、痛み、思いをどう思うかということにつきましては、これまで野尻町地区や森戸町地区の説明会へも出席をさせていただきました。そういった思いは、私ども正副管理者といたしましても、ひしひしと感じているところであります。そういった部分の意見も尊重しなければという思いでありますので、十分考慮しながらこれから検討して行きたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（桜井 隆君） 増田事務局長。

○事務局長（増田吉克君） 私からは、先ず各市施設の現状について、ご答弁申し上げます。焼却施設の稼働開始につきましては、銚子市の施設が昭和61年10月、旭市が平成4年8月、匝瑳市が昭和59年4月。各施設において、老朽化が著しく、毎年多額の補修費を要している状況でございます。なお、本来ならば大規模修繕が必要な場合でも応急処置に止めるなど、平成33年度の広域化を前提に現在の施設を維持管理していると聞いております。また、銚子市と旭市の最終処分場についても、残余容量がひっ迫していることから、早急な施設の建設が必要となっております。

次に、震災復興特別交付税がどれくらい交付されるかということですが、震災復興特別交付税は3市合計で、約121億円の交付を見込んでおります。これを平成29年度予算の各市負担割合で計算しますと、銚子市が約49億円、旭市約45億円、匝瑳市約27億円の交付が見込まれます。

次に、広域化後の運営費が現在の各市処理経費と比べてどうかということですが、

現在3市のごみ処理の中間処理と最終処分経費は、合計で約13億2千万円、広域化後は約8億6千万円となり、3市合計で約4億6千万円削減されると見込んでおりますが、広域化後はこれに中継施設の維持管理費が加わります。中継施設につきましては、現在、基本計画を策定しているところで、その中で運営費も積算しているところでございます。

次に、負担金割合の見直しについて、他の事例はということですが、県内の広域でごみ処理を行っている自治体に照会しましたところ、途中で見直しがあった団体もいくつかございました。その内、実際に条例改正ができたのは、合併による構成団体の数が変わったケースだけで、それ以外は合意に至らなかったとのことでございました。

以上でございます。

○議長（桜井 隆君） 太田副管理者。

○副管理者（太田安規君） 副管理者の太田でございます。32年度期限内に間に合わせると、また、間に合わせなければならない決意ということでございますが、私といたしましても、この災害復興交付金がある期間に、何としても有利な状況下の中で、ごみ焼却施設を建設して行かなければならないと思っているところであります。3市協力をいたしまして、期限内に完成を目指して努力をして行きたいと思っております。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 私も決意ということでございますけども、この間、地元町内で反対論もある中で、大変な難産の末、ここまでたどり着いたというのが正直なところでございます。明智管理者の冒頭のごあいさつでもありましたように、平成32年度まで何としても施設建設が完了できるよう、3市が助け合い協力し、事業を進めて行きたい、それが私の思いであります。

○議長（桜井 隆君） 鎌倉議員。

○2番（鎌倉 金君） それでは負担見直しについて、管理者にお伺いします。現状多く負担している銚子市が、色々な要望を聞いておりますと、更に負担が増え、一番負担の少ない匝瑳市が、更に負担が減るということは納得できない。

また、もう一点、受け入れをするまちが、更に負担をしなければならないということも納得できない訳です。ごみ処理施設なのだから、ごみ処理量に元なってやるべきだという意見は確かにあろうでしょうけども、そういうことも踏まえて3市で現条例

ができていますから、納得できるものではありません。以上2点について伺います。

(「一問一答じゃないの」の声あり)

(「関連質問である」の声あり)

○議長(桜井 隆君) 鎌倉議員の答弁を求めます。

○議長(桜井 隆君) 明智管理者。

○管理者(明智忠直君) まだ負担割合が全然決まっていますので、そういったことが出るのか、出ないのか、これからだと思います。あくまで広域行政ということで、当事者間で話し合うということの難しさを改めて感じているところであります。その中で、譲り合い、助け合い、協力し合う、そういうことがなければ広域行政に繋がっていかないと思いますので、そこは十分、正副管理者で検討を加え、議会の皆様方にも報告をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

見直しで受け入れる市の負担が多くなるとのことではありますが、今も申し上げましたように、新しい気持ちで新しい事業をするということで、今までの負担割合ではない負担で行くということが大前提で、私もそういった思いでありますので、そのことについては、ご理解をいただきたいと思います。

そして、今、ごみ焼却処理費用を各市で焼却場を持っており、負担している訳であります。その今の負担金よりは、広域で行う新しいごみ焼却場の負担金の方が、額としては少なくなると、絶対にそういう思いであります。今まで銚子市が出していたごみ焼却に関わる支出よりは、下回るのではないかなと、試算でもそのようになっております。その点について、負担割合の結果、負担金が高くなるという思いではなくて、新たな広域行政で認識をしていただければ、有り難いなと思っているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(桜井 隆君) 鎌倉議員。

○2番(鎌倉 金君) 答弁ありがとうございました。ただいま、譲り合いが大事だというお言葉をいただきまして、とてもうれしく思っております。譲り合いが大事であれば、銚子市は、ごみ施設も受け入れて、市長も大変なご苦勞をされて、土地の買収など、住民合意に向けて努力している訳ですから、そこをぜひ評価していただきたいと思います。と思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 先程、答弁したように地元の意見は十分聞いているつもりであります。そういったことも含みながら、これから正副管理者で徹底的に議論を進めて、落ち着く先を決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桜井 隆君） 鎌倉議員。

○2番（鎌倉 金君） それではその線で、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（桜井 隆君） 以上で、鎌倉議員の一般質問を終わります。

（休憩を要請する声あり）

○議長（桜井 隆君） ここで、休憩をいたします。

午後4時6分 休 憩

午後4時17分 再 開

会議時間の延長

○議長（桜井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際予めこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（桜井 隆君） ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。引き続き一般質問を行います。

続いて、荻谷議員の一般質問を行います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） それでは、匝瑳市議会を代表して一般質問を行います。最初に一問一答で行いますので間違えないようにお願いします。まず、情報開示についてですけれども、先程来、決算でも出ましたが、議員に対する情報が、クロージングのままこの議会が進んでいるように思われるところであります。今回、私も色々勉強した中

で、議会に対する情報開示という規約が一切この例規集にはございません。それなのに事務局が勝手に、これはあーだから、これだから、こうだという理屈をもって、情報開示しない。特に不動産鑑定の価格を教えないと。そこまで言うのなら、不動産情報の価格に対して、明示したらだめだよという規約は、この何ページのどこの行にあるのか、お示しいただきたいと思います。

それから情報開示についてでございますが、議会の情報というものは、今までの議会の報告の中で、全部後付け論になっています。例えば8月の用地買収についても、先程、管理者の報告ですと、80パーセント用地の取得に関しての報告がございました。この用地取得に関してでございますが、実際この規約に則ると、どういう財産名で、どういう名前で用地を取得するのか、明確にお答えいただきたいと思います。これには、その明示がございません。財産目録の取得について、ちゃんと確認しました。ありません。どういう形で財産を取得して行くのか。この用地買収80パーセントの取得名義ですね。その辺はどうなのか、明確に、明示いただきたいと思います。

次に組合規約について、お答えいただきたいと思います。この例規集というのは、先般の議会で私の方から強く依頼をしまして、作成していただいたのがこの例規集であります。不足に対するものに対しては、一切明示というものがございません。この規約に対する不足を、どのように補って、我々が今後、正確に議会を運営して行くものかを明確にお答えいただきたいと思います。

次に各市の負担割合について、お伺いいたします。先ず、最初に匝瑳市議会におきまして、決議文が提出されたのは3市の管理者、首長、ご存じだと思います。その匝瑳市議会の決議文について、3市の市長の個別的見解を承りたいと思います。

次に負担割合についてですが、先程来、鎌倉議員の一般質問を聞いていますと、銚子市がやるんだというような誘導一般質問でございました。私なりに聞いていると、納得のいかない質問であると、匝瑳市議会は受け止めているところでございます。その中で、各市の負担割合については、先程来、全員協議会ないし、前議会の中で9月までに何とか管理者も決めたいということでありました。しかしながら、先程の答弁を聞きますと、2月ということになっております。2月というと匝瑳市には重大問題がございまして、首長選挙があります。その前なのか、後かによつては、我々も市長に協力できるか、できないかという問題になってしまう訳であります。その状態の中

で、そこまで引っ張られると、匠瑳市としては納得いかない状態であると思います。ですから、早急にですね。決めている担当者会議レベルで集約できなければ、どこの場面で、どういう形で決めて行くのかを、この段階になったらもう示さないですね。じゃあ、仮の話をして申し訳ないですけど、匠瑳市議会としては、決議文を出した以上は、仮にどこの市さんとは今この段階では申し上げませんが、譲れないということになれば、議会としては予算が通らない訳ですね。そうなったときに誰が責任を取って、匠瑳市議会で仮に予算が通らなかったと、それはどうしたらいいものなのか。その辺の明確な答えをいただきたいと思います。

次に負担割合についてですが、ある関係者から聞きますと、これは確認でございます。副管理者である銚子の市長さんが、管理者会議において、確認したところによると、事実かどうかの確認をしたい訳であります。匠瑳の市長さんは、あれは議会のことだと、ただ我々は纏まってこの事業を進めましょうと、議会は関係ないというような発言をした旨を銚子の市長さんから外部に漏らした筋がございます。それはどういうことなのか、真意を正したいと思います。

負担割合の件でございますが、私なりに勉強させていただきました。先程来聞いておりますと、確かに国庫補助が出る間にはというのは一つの理屈論としては明快な訳でございます。しかしながら、各市の借金は減っても、国家財政の借金は、同じな訳ですね。国民に対する負担は、同じな訳です。その辺を我々としては、国の赤字国債が増えるのであれば、やっぱり抑えて行かなければならないという訳であります。その中で、負担割合が決まらないで、この事業を着実に進めて行くのは無理があると思います。この負担割合の件につきまして、先程の決議文とは別に、管理者の今後の方向性を明示していただければと思います。

次に各市に中継施設を設置するとあります。銚子市さんに多大な迷惑を掛けているということでございますが、中継施設についても、今後継続して行く上では、迷惑は掛ける訳であります。中継施設の地元に対しての負担はしないのでしょうか、明確にしていきたいと思います。

次に用地買収について、お伺いいたします。用地買収については、先程来申し上げているように、もう80パーセントが終わっていると。しかしながら、価格の明示もない。その価格の明示もない中で、なんで議会にはそういうことが明確にお示しでき

ないのか、お答えいただきたいと思います。

次に最終処分場の水処理について、伺いたいと思います。水処理について、方針として、どのように考えているのか。管理者はじめ、各議員で一昨年、渋川の最終処分場施設を訪問して来た訳であります。その点をどうするのか、お答えいただきたいと思います。それから、この最終処分場ですが、このあと広域事業化するにあたって、現状の各市の最終処分場の水処理は、どういう形で負担して行くのか。これも広域でやってくるのか、それともクロージング型で各市が管理をして行くのか、その辺がまだ明確になっていないと思います。その辺の２点、水処理についてのお答えをいただきたいと思います。

次に中継施設であります、匝瑳市は事情がありまして、なかなか簡単には移行できない状況であります。かと言って、この事業が３２年度施行で進んでいる訳であります、その中で中継施設は本体の事業が仮に３２年度に動いたときに、一部改修になるまでの時間があります。その中継施設についての運搬管理の計画はもう立ったのでしょうか。前にもこの件は質問しております。全然その辺の明示がございません。確かに施設担当課と各市の担当は忙しいと思いますが、そういう点が明示されないまま事業が進むのは危険であると思います。その点についてもお答えいただきたいと思います。以上、登壇ではございませんが、最初の冒頭質問にさせていただきます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員の一般質問に対する答弁を求めます。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） それでは私から不動産の金額の根拠を明示できないことについて、ご答弁申し上げます。先ず公表できないことにつきましては、今現在、用地買収の交渉中であり、今後の用地取得事務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるということでございます。今の用地買収は、任意買収という形で地権者と組合が土地の売買契約を結ぶということで交渉しております。公表できない根拠といたしましては、組合の情報公開条例第９条第７号で、組合の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては開示しないことができるとされております。同号イにおきまして、契約に係る事務に関し、組合の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものは、これに該当するとされております。

買い取り価格を公表することで、他の地権者同士で、金額差が明らかになったりして、交渉自体が困難になるなど、用地買収の適正な執行に支障が生じると考えられます。これは例えば、工事請負契約における予定価格のように、契約の金額に関する情報になりますので、これをお伝えすることは、地方公務員法第34条に規定します守秘義務違反に問われる恐れがあるところでございます。

次の質問で、用地取得はどういう名義で、どういう形でということでご質問がございました。用地取得は、実測の面積で買うという形で、用地を取得した後、東総地区広域市町村圏事務組合の名義に登記を変更する。組合名義ということになります。

あと、順番が前後しますが、先に。

(「順番どおりに」との声あり)

○議長(桜井 隆君) 増田事務局長。

○事務局長(増田吉克君) 規約の不足の関係でございしますが、この冊子の17ページにあります、東総地区広域市町村圏事務組合議会規則の規定の準用に関する規則の中で定めておりまして、こちらによって取り扱いがされることとなっております。以上でございます。

○議長(桜井 隆君) 明智管理者。

○管理者(明智忠直君) 各市の負担割合についてでありますけれども、先程来から答弁をしているところでありますが、現在、正副管理者で負担割合の見直しについて、協議をしているところであります。負担割合を見直すことにより、財政負担が減少する市がある一方、増加する市ができることから、意見の調整が非常に難しく、改正案を議会に提出することが今回できなかったところであります。本事業は3市共同で進めている事業であり、これから施設の運営期間を含め、20年以上3市が連携、協力して行く事業として、実施して行く必要があることから慎重に協議して行きたいと考えているところであります。

決議文については、この事業、広域行政という中で、やはりみんなで協力、3市で協力し合わなければならない、できない訳でありまして、色々と意見は各市あると思いますけれども、これから調整を十分慎重に進めて行きたいと、そのように思っているところであります。

また、国の予算も同じだからということでございますけれども、先程冒頭でも話を

しましたが、3市のごみ焼却施設は、耐用年数いっぱいいっぱいであります。今旭でも年間修理代として1億5千万円、焼却場全体に係る予算は5億円くらい掛かっている訳でありまして、是非やらなければならない市民サービスの大前提であると思っております。今、災害復興特別交付金が120億円、3市で来る訳であります。国のことを考えれば同じだということでありましたけれども、それぞれの地方が国の金を引っ張ってくるということが政治力でありますので、しっかりとこの120億円を持てきたいなと、思っているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桜井 隆君） 太田副管理者。

○副管理者（太田安規君） 先ず、匝瑳市議会からの決議要望について、お答えさせていただきます。この要望は、私も議場で拝見して内容は掌握しているつもりでございます。この決議文の内容につきましては、私も重々承知をし、また検討をして行かなければならないと思っております。その中で、匝瑳市議会と東広の議会ということを踏まえまして、特に東広の議員の皆様方とのコミュニケーション、或いは相談をさせていただきまして、匝瑳市議会に対する態度を決めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、施設、32年度ということでありますけれども、当施設も老朽化が進んでおりまして、修理修繕費が年々嵩んでいる状態であります。有利な交付金が頂戴できる32年度までには新しい施設を稼働させたいと思っておりますので、そちらの方向で努力してまいりたいと思っております。

また、負担金の割合については、議員の皆様もご承知だと思いますけれども、中々着地点が難しいということでもあります。私といたしましても事業の内容、公平公正な角度、そして、この事業は特に処理量割を多く比重を掲げているというのが全国的な流れであるという中で、私といたしましては処理量割を多くした形で、負担割合の相談にあたって行きたいと思っているところであります。以上です。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 先ず、匝瑳市議会の議決に対する見解ということでございますけれども、これにつきましては、匝瑳市議会の提案理由にも書かれていますように、匝瑳市議会の立場を明らかにしたものであるということで、それぞれの議会の思いがあると受け止めさせていただきました。

それから私の説明等でございますけれども、明智管理者から冒頭の説明にもありましたように、9月25日の首長会での協議の状況でございますが、開催した首長会の際に、負担割合の見直しについても議論しましたが、当然のことながら負担割合を見直した場合には、現行と比べて、財政負担が減少する市がある一方で、増加する市ができると、大変意見の隔たりが大きく調整が難しい状況となっているということ。それぞれの市の立場を尊重しながら納得の行く議論を深めていかなければ負担割合の見直しは難しいということ。そして、見直し案が纏まり条例が改正されるまでは、現行の負担割合で事業を進めて行くということについて、再度25日の首長会で確認をしたということを述べさせていただいたものでございます。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 中継施設の地元貢献策について、ご答弁申し上げます。

中継施設の地元町内に対する貢献策につきましては、3市長による協議の結果、各市で対応していただく方向で進めているところでございます。

それから、最終処分場の水処理方式でございます。今年度、実施設計を進めておりますが、最終的な水処理方式につきましては、整備費や維持管理費などを比較検討し、決定する予定でございます。現時点においては、施設をできるだけコンパクトにするという、施設整備費の最小化が期待できます、凝集膜分離処理方式の採用を検討しているところでございます。

それから、中継施設ができて1年目は間に合わない、その間どうするのか、平成33年度でございますけれども、現在、中継施設の基本計画を策定中でございます。既存の焼却施設を中継施設に改造して利用することを前提としています。既存施設の撤去、改造工事は平成33年度に実施する予定であり、中継施設が完成するまでの間、ごみ収集車は直接新施設へ搬入することとし、市民などによる直接搬入されるごみにつきましては、既設施設内にパッカー車を配置し、受け入れることを検討しているところでございます。以上でございます。

（「答弁漏れ」との声あり）

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 大変失礼いたしました。既設の最終処分場の管理というご質問でございます。組合としては、各市で管理することと考えております。これ

は、あくまでも今の処分場は、それぞれの市の名義の処分場でございます。終了後は、廃掃法の基準を満たすまで水処理を続けなければなりませんので、そちらの管理につきましては、各市で実施していただくことになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） それでは、先ず情報公開について。先程、情報公開条例について答弁がありました。情報公開条例というのは、基本的には対外、いわゆる組合外の人に対する情報公開なのではないでしょうか。教えてください。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） こちらは組合の条例でございますので、組合の内外は問わないものでございます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） どこに明記してありますか、教えてください。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） これはどこに書いてあるというよりも、条例でございますから、その自治体の区域に適用されるものでございますので、この3市が適用になっております。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 我々は議会の議員です。代表です。情報公開条例以前に、議会には事務事業を知る権利があります。それはないんですか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） はい、当然あると思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） あるのであれば、先程の用地買収についても鑑定価格。鑑定価格どおりに行ったか行かないかは別です。鑑定価格ぐらいいは議会に明示するのが通常だと思いますが、それは違いますか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 鑑定価格につきましては、2社から取っておりまして、それを参考に買い取り価格を決定しております。従いまして、鑑定価格を公表します

と、地権者から高い方の価格で買うことを強く求められたりですとか、用地交渉事務の適正な執行に支障が生じることが考えられるところであります。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） ということは、議会の議員に漏らしたら、地権者に対する情報が漏れるということを執行部が考えているんですね。議会の信用は、ないということだよ。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） そういったことを申し上げているのではなく、法の適用の問題を言っております。先程申し上げましたとおり、本会議の場であるというのは、本会議は公開になるものでございます。その場で私が言うということは、公にしたものと全く同じことになってしまいますので、しないとかの問題ではなく、守秘義務とか、情報公開条例の関係です。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） じゃあ、なぜ全員協議会のときに言わなかったんですか。全員協議会のときも聞いてありますよ。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 全員協議会のときは、私も咄嗟に質問を受けて、勉強不足の部分がございました。そのときは、はっきりした理由をお答えできなかったこととお詫び申し上げます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 監査委員は知り得る立場にあると、さっきもあったんですけれども。じゃあ、議会閉会後に今日でも結構ですよ。全議員にちゃんと見せてくださいよ。先程言った理屈からいうと、議会の場では公表するからできないと言ったでしょ。であれば、終わったら議員全員に2枚の鑑定評価額を見せてください。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 議会は公開の場なんですけれども、議会終了後は、先程の決算のときの答弁と繰り返しになりますが。

（「見せるのか、見せられないのか、どちらか」の声あり）

お見せすることはできません。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 公開の場でなければ見せることはできるんじゃないですか。何でそれができないんですか。誰が決めたんだか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 先程の答弁の繰り返しになりますけれども、私共は守秘義務が掛かっておりますが、議員さんには守秘義務がございません。ということは、本会議以外で、守秘義務が掛かっている職員以外に公にすることは、一般に公開したものと同一ことになってしまいますので、公開することはできないということで、ご了解いただきたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） じゃあ、お聞きしますけれども、施設担当課の職員が施設担当課以外で知り得たことを外部に漏らしていないんですか、絶対。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 今、用地買収の交渉に入っておりますので、交渉の時点では、当事者同士でそういうことがあるかと思っておりますけれども、それ以外で漏らすということはないと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） ある職員が今回の用地買収について、我々議会が知り得ないのに、8割以上用地買収が済んでいるということを漏らしているんですよね。それをうちの議員に言っているんですよね。それは守秘義務違反じゃないですか。職員罰しますか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 私が今まで申し上げて来たのは、単価とすることでご質問を受けました。8割という今の状況につきましては、先程管理者のあいさつでも申し上げたとおり、その状況については守秘義務ではないと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 守秘義務か、守秘義務じゃないかは、誰がどうやって判断するんですか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長(鴨作勝也君) 各種法令に基づいてということになるかと思います。

色々なケースがあろうかと思いますので、自分で判断できないケースでしたら、上司に確認するということになります。

○議長(桜井 隆君) 荻谷議員。

○8番(荻谷進一君) 実際そこまで厳密にやっていないんじゃないですか。都合の悪いことは守秘義務がありますとか、守秘義務は上司に確認とか、上司ということは管理者ですよ。管理者にそんな相談なんかしてないでしょ、今までのあり方として。今まで一部はあな、一部情報開示を拒むというような状況になっているんですよ。これはやめていただきたい。規約があるんだったら、規約に則ってやるか。その内容を明確にしていただかないと、方やそういう問題は守秘義務に関わりません、方や関わりますとか、都合の良いときにそうやっているんですよ。そんな規約なんかどこにもないですよ。だったら議会でちゃんとお諮りしてくださいよ。何が必要で、何が重要ではないかを明確に規約に決めてくださいよ。じゃないとね、議会で情報が出せないなんて、どういうことよ。議会は何のためにあるんですか。審査する訳でしょ、各事務事業を、それで開示できないなんてことはあり得ません。管理者、回答は結構ですけども、その辺を精査いただいて、議会対応していただくようお願いします。情報開示と規約については以上です。

各市の負担割合についてですけども、銚子市の副管理者にお伺いします。銚子市さんは、今の財政状況は比率にすると良くないと思います。それに対して、これ以上財政負担はもうできないということですか。

○議長(桜井 隆君) 越川副管理者。

○副管理者(越川信一君) 3市の中でそういったことも含めて議論している最中でございます。財政負担ができない、できるというような判断ではございませんので、そういったものを含めて慎重に協議を進めている、そして3市とも納得のいく合意を作り出して行きたいと考えているところでございます。

○議長(桜井 隆君) 荻谷議員。

○8番(荻谷進一君) そうしますと言葉のあやで確認をしたいんですけども。最終的に負担割合を協議したうえで、広域に対する財政負担の増は考えられるとの解釈でよろしいですか。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） もちろん3市の中で、これから銚子の負担割合が上がるといふ議論もあるでしょうし、下がるという議論もあるでしょうし、匝瑳市さんが上がるという議論もあるし、下がるという議論もある。それを今、喧々諤々やっていると
ころでありますので、それで3市が納得をして合意したということであれば、銚子はきちんと負担をするという姿勢でございます。あくまで、全銚子の市民が自分に納得し、議会が納得をし、喜んで従うという合意を作り、その合意には財政負担が生じようとも、きちんと従うというのが、私の考え方でございます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） そうしますと銚子市さんは、議会とか市民と負担割合について対話をしているということですか。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 地元からの要望については、7月にすでに出ていると思います。議会からは、先程、鎌倉議員が申し上げましたように。

（「質問に答えてください」との声あり）

私の答弁ですので聞いていただきたいと思います。議会としては、議会運営委員会の中で銚子市の負担が上がるということは、了解できないとの議論もされたと伺っております。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 一般質問というのは、聞いたことに対して一問一答で答えていただきたいという原則をお守りいただきたいと思います。この議会は匝瑳市議会のルールに則ってやっている訳であります。我々が一番熟知しておりますので。

じゃあ、市民対応もしている訳ですか。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 2月にも地元の市民と3市の市長が出席をしまして、十分対話をし、15の町内から同意を得た、その際に負担割合についての要望も伺ったところでございます。負担割合についても対話していると思っております。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） いわゆる地元の方だけですね。銚子市民の方には、一部の地

元16町内の対応だけをしているという解釈でよろしいですか。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 地元だけではございません。市民の代表である議会、そして町内会の各方面で色々な市民対話を通じて、当然このごみの話題も出ているところでございます。丁寧に市民対話、住民対話をしているということでございます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 今、区長会とか市民対話とか、おっしゃいました。ここで明確にお答えいただきたいんですけど、何回くらい、何か所で行ったんですか。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 小学校区ごとにこれから行う予定でございますし、全体での説明会等も行っている。市民説明会をその都度行っているということでございます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） これから行うのではなくて、今まで何か所で、何回くらい行っただんですか。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 数え切れませんが、行ってまいりました。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 何回くらいですか、大体。数え切れないって、何百回ですか、何千回ですか。

○議長（桜井 隆君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 数十回というところだと思っておりますけれども、正確な数を数えた訳ではございません。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 匝瑳市議会の決議文に関して、私なりに議会とか皆さんの意見を聞くと、旭市さんの管理者にしてみたら、どうしても纏めたいという中で、色々ご意見もあるとは思いますが、調和を取っているというような見解に思われます。うちの匝瑳市の場合は、市長としては、負担割合については、排出量割ということだと思います。この間の全員協議会の中では、銚子市さんとしては、今の現状は譲れないという見解を各議員さんもおっしゃっていたし、副管理者である銚子市長さん

もおっしゃっていた訳であります。

実際、負担割合が決まらないでどんどん進んじゃって、後で仮に問題があった場合、誰がどうやって責任を取るんですか。9月までに決めると言って、まだ決まらない。決めようと努力をしていますと。うちは2月に市長選があるんです。そういう大きな問題を抱えている我が市でもありますし、そういう中で、早く決めます早く決めますと。この間は5月くらいまでにはどうですかと言ったら、いやそれは無理だから9月ということだったでしょう。一体全体いつまでに決めるんですか、誰の責任で。これ決めないで進んじゃったら危険じゃないですか。おそらく今こういう話題で色々論議していると、どうも先程の鎌倉議員の意見とか回答とか聞いていると、どんどん議会との意見の乖離が出てくると私は思いますよ。それから事務局の進行の進め方、諸々において。負担割合が決まらないうちの現行どおりと。

繰り返しになりますけど、平成19年に決まった負担割合というのは遊正、遊正でやった場合は旭市、旭市さんの財政負担も踏まえたうえで、決めた内容であると。現行の事業というのは、平成11年度に始まった事業ですね。だから市長も居ませんし、議会では何人か居ますけども。平成17年度の段階では、焼却灰を溶融しなさいという方針だったんですよ。ところがそれはしなくても良い状況になった。その中で、強硬にシャフト式に管理者で決めたんですよ。別にストーカーでも良い訳ですよ。予算も掛からないし。今、国はそういう方針を出していないんですよ。旧方針のもとに、この事業をやっているんですよ。それで負担割合が大きくなる。

銚子市さんは申し訳ないけど、うちより財政状況が良くない、じゃあ、匝瑳市議会として納得できるかということ、おそらく今の段階では納得できない状態です。一体全体いつまでに決めるというのは、誰が決めて。それで、いつまで負担割合を決めないと、もうこれ、後ずさりできないんですよ。銚子市さんは、迷惑だ迷惑だって、最近その言葉がだいぶ出ている。迷惑だったら、匝瑳市議会は撤退しても構わないというような意見がありますよ、はっきり言って。迷惑掛けるんだったら、自分のところでやりますよ。

これは申し訳ないけども、市長だけで決められることじゃないですからね。各市の市長さんが、目いっぱい頑張ったって。やっぱり議会と融和を取って、ちゃんと根回ししてやしないとだめなことですよ。根回しがあまりにもない。全部後付け論で結論

が出て協議が進まない。後から進んだと思ったら、これは決まっています。あれは決まっています。情報公開はしません。公開条例であります。守秘義務があります。何だかんだと色んな問題が後から出てくる訳ですよ。議会やっている意味あるんですかこれ、広域議会。これをだれの責任で、いつまでに負担割合を決めるのか。仮に決めないでこのまま行くのかでも結構です。それをやっぱり明確に示していただかないとしょうがない時期じゃないでしょうか、3管理者に申し上げると。そこをきちんと明確にしないと今後調和を取って行く、それをどうやって論議して行くのか。今担当者会議でやっている、管理者でやっている、だけど議会は宙に浮いちゃっている。そういう状況ですよ。それをどうやって打開するかっていうのを、きちんと明確にしていかないと、どんどんどんどん、匝瑳市議会と広域ごみ処理議会についての溝が深まるだけであると。銚子市さんにしてみれば、今の論議で行けば何とか行けるだろうという憶測のもとに、議会もそのように解釈しているんじゃないかと。銚子市さんのある議員さんと話したら、こういうことを言っていました。あの時に、銚子市に決まって野平さんが決断をして持って行ったときに、管理者の明智さんと副管理者の太田さんがノーと言わなかったから悪いんだ。私がこの議会で銚子市さんが持って行ったんじゃないですか。だから銚子市さんが負担するのが当たり前じゃないですか。確かにこの間、全員協議会で述べました。それは銚子市議会さんで話題になったんでしょう。その中で、銚子の市議会議員さんが、あのときに管理者と副管理者である明智さんと太田さんがノーと言わなかったから、それで決まったんだよ。あんたらが悪いんだよと、こう言ったんですよ。

（「私は居ない」との声あり）

そう言ってたんですよ。だからそういう状態になっていると。太田さんもその後はノーと言っていないと言っていました。それは確認しています。そう言っていました、本人の言ったままに言っていますので、それはご理解ください。

いずれにしても、この状況を打破するのに、負担割合をいつまで決めなきゃならないのか、これは誰が決めるのか。うちの市長だってこれから大変なんだから、それが一つの政治生命にも関わる訳ですよ。逆に早く答えを出して貰った方が楽だと思いますよ。それはある市の個人の問題であって。だから財政負担して行って、それなりにやって行かなければしょうがない訳ですから、それには重要事項でありますよ。これ

は、一体全体、どこまで、いつまでに決めるんですか。それは一つ答えて貰わないと、この際に議論が進まないですよ。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 荻谷議員の発言を聞いていますと、広域行政が本当に必要なのか、必要ないのか、その原点を議論しているような考えがあると思います。この広域ごみ処理、焼却場については、平成11年度から広域でやろうという方向性でやって来た訳でありまして、途中経過は色々あります。色んな問題、候補地の問題などある訳ですけども、災害復興特別交付金が33年までに国から120億円も来るという中で、実質的には3市で68億円くらいの負担で良い訳であります。

やはり、一自治体の主張が強すぎた場合には、この広域の運営というのは、できなくなってくる訳でありまして、そういったことは極力避けて、国からお金を頂くということを大前提。そして、耐用年数も来ているという中で、市民サービスに貢献をしなければならない。そういう思いで、3市の首長間で進めているところであります。

野平さんのときに云々という話もありましたけれども、江波戸さんと私で候補地6地点の中で、銚子が1位、2位であった訳であります。その中で、やって行こうという方向になった訳でありますので、その良し悪しは、そのときの最善の民主主義で行った訳でありますので、ご理解をいただきたいと思っているところであります。

いずれにしても、33年3月までにこの事業を広域で絶対にやって行きたいと、そのような思いであります。議員の皆様方にも色々な面で主義主張があろうと思いますけれども、協力をしていただきたいと、改めてお願いをしたいとそのように思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 歴史のことを管理者にとやかく言っている問題ではなくて、要は負担割合を早く決めないと広域の意味がなくなるんじゃないですかと、私は言っているんですよ。言葉が悪かったら、それは謝ります。しかしながら、広域負担割合を早く決めなければ、どんどん誤解を生むような状況になっているのは分かっていたきたい。ましては、我々匝瑳市議会としても色々勉強しながらやっている訳ですよ。実際、現在、今年29年度に長崎県の五島市で出来たストーカーの例を取って、同じDBO方式でやった場合には、匝瑳市の負担は今までよりも安くなるという明確な数

値を私持っています。はっきり言って。憶測で言っていません。そういうこともあるから、我々は根拠として物事を言っている訳であります。やっぱり財政負担、確かに明智市長がおっしゃるように分かりますよ。国から貰えるからやれるのは事実。ただ、実際は我々の国民負担になるというのは事実。同じな訳ですよ、最終的には。あまりにも貰えるから、貰えるからということじゃなくて、やっぱり本当の負担割合が早く決まらないと、最終的な判断をせざるを得ないんじゃないかと、私はそういうことを言っている訳ですよ。負担割合を譲ってくれるんなら、譲ってもらえれば、我々だって文句は言わない訳ですよ。はっきり言って。そこを早くしないとだめだと言っているのに。回答ができないということだったら管理者結構です。いつまでにどうするか、早急に3管理者で決めて、我々議会にここまで決めるから、こういう場で論議をしたいと明確にしてもらうことは、お約束できませんでしょうか。その点だけ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） そういうつもりで、管理者で随時話し合いを進めているところではありますが、あくまでも利害関係がある訳でありますので、なかなか落ち着く先が決まらないということで、皆様方にお詫びをしないとなりませんけれども。良いところもあれば、悪いところもあるということでもあります。ただ、最終的に決断をしなければならぬのは条例改正であります。議会の議決だと思いますので、我々管理者が落ち着く先を見つけて、議会に提案しますので、そのときには皆様方のご意見を尊重したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 議会に提案するのはいいんですけど。先程の内容ですと、しない場合もある訳じゃないですか。先程のご意見を聞いていると。前回の全協では管理者は変えたいという意思是聞いていますけども、他には19年度に決まっているから変えないという意見も出た訳ですよ。全協の場は明らかにできませんけれども、ここは公式の場で、公に広められる場ですから。申し訳ない管理者、確認ですけど、あくまで管理者と執行部だけで決めるということですか。議会は関係なく、このまま進めるということですか。それだけ確認をお願いします。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 管理者同士で話し合いが、ある程度合意形成ができた場合には、議会へ報告をして説明をしたいと思いますが、何にしましても今、3市で意見が一致しませんので、そのところをご理解をいただきたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 確認ですけど、議会には一切意見を聴取しないで、管理者間で話を詰めていくという解釈でよろしいですか。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） これまで何回かこの議論をさせて貰っている訳であります。

9名の各議員の意見は十分尊重していると、私共思っている訳でありますので、そのことを踏まえて、3市の正副管理者で方向性を見つけたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。残り10分になっております。

○8番（荻谷進一君） はい、了解です。じゃあ、その対応にあたっては、十分理解、我々の意見は聴取しているという解釈はいただきましたので、その部分については安心したところであります。ただですね、劇的な問題をいつまでに決めるかというのは、この場で言うていただかなくても良いですけど、先程言ったつもりなんですけど。あの実際ですね、9月までに管理者が決めたいと言った訳ですよ。それが反故になるのはしょうがないとしても、決めていいんじゃないですか。来年の2月議会まで、またそのまま、決まんないなら、決まんないでいいじゃないですか。それをずっと引っ張られたんじゃ、こっちも困りますよ。みんなこうやって纏まって意見を言っている訳ですから。だって普通、事務事業をやるうち、負担割合を確認して、それから始まるのがスタートでしょ。だけど32年度合併特例債を使うのに、しょうがないということをやっている訳なんだから。何が何でもそれに向けて、全部譲れっていうのはおかしいですよ。もっと公正公平にやんなきゃ。

変えないなら変えないでしょうがないじゃないですか。それならその判断。変えるなら変える、その判断。やっぱりそれは明確にしないと。管理者同士も参ったなというのは分かるけど、あやふやにできないことですよ。だからね、早急に管理者同士でもう一回話をしてくださいよ。いつまでに決めると、決まんないんじゃないでしようがないじゃないですか。それを明確にしないと、12月議会前に決めておか

ないと、またおかしいことになりますよ。その目途を決めないとだめだということですよ。このまま行ったらなあなあだよ。じゃあ、仮に匝瑳市議会をご存知のように予算決算常任委員会ができたんで、予算が通らなくなっちゃいますよ。そういう不測の事態になっても良ければ、そりゃいいですよ。いつまで引っ張っても。それではしょうがないでしょ。だから、早急に内々に決めて、いつまでに決められるんだか、お示してくださいよ。そこだけお約束ください、管理者。

○議長（桜井 隆君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 各市議会色々あると思いますけれども、そういった意見も十分尊重しながら、頻繁に協議を重ねてできるだけ早く、皆様方にお示しをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） いずれにしても、負担割合を決めてから物事をスタートするという原則が破られている訳ですから、早急に負担割合は決めていただかないと困ると思ひます。負担割合については、この辺で止めておきます。

中継施設と最終処分場については、各市が負担して行くということですよね。それはいいんですけど。その額ですよ。各市は関係ないって、広域は思っているかもしれないけど。各市がどれくらい負担しなければならないか把握していますか。これは負担割合に重大な影響を及ぼすものがあるんですよ。最終処分場はご存知だと思いますけど、閉鎖するまで10年から15年掛かります。その間の水処理事業は、全部やらなきゃしょうがないんですよ。その費用は1億円や2億円じゃ済まないんですよ。

それから、中継施設に対する地元負担は各市でやるってことでしたけど、その辺の財政負担を、また負担割合と別途に各市は見なければならないんですよ。そこは実際論議していますか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 中継施設につきましては、今、基本計画を策定中でありまして、それが出ないと施設そのものが見えてこないものですから。ただ、地元につきましては、各地元の説明会等を行っているときに、当課の職員も一緒に行って、説明させていただいております。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 私の言っているのは、今の各市の最終処分場、例えば、匝瑳市だったら松山の処分場の費用がいくらくらい掛かるのか。それが各市の財政負担になる訳ですよ。負担割合の他に財政負担が出るということを理解しているのかと聞いているんですよ。銚子市さんと旭市さんは、ほとんどいっぱいですよ。水処理やって、最終処分場の閉鎖処理をやるまで10年から15年掛かります。その間の経費、それをちゃんと見越していないとやれない訳ですよ。あと各市の説明会と言っていましたけれども、うちの松山は本来であれば建て替えが合意形成できていない場所ですから、用途変更に対しても合意をしていかなければならない。地元負担をいくら払わなければならないという財政負担がある訳ですけど、そこまで各市の担当課と論議しているのかと言っているんですよ。しているか、していないかちゃんと答えてよ。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 突っ込んだ議論はしていません。ご指摘を踏まえまして、担当課長会議を定期的開催しておりますので、そこで問題提起させていただきたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） やっぱりこれは避けて通れない状況なんですよ。かなりの額が見込まれます。水処理の機械も一度壊れると、安いところで7億円くらい、高いところで12億円くらい掛かる訳ですよ。例えば渋川の施設なんかは、15億円くらい掛かっているんですよ。ただし、まだ稼働していないと、クローズド型なんで。しかしながら、3市の状況はオープン型なんで水処理がだいぶ掛かる訳ですよ。そうすると年間1億円でくだらないような額が掛からざるを得ない。施設管理に全部頼むんですから。その辺をきちっと精査いただかないと、また負担割合とは別に掛かる事務事業の部分と費用があるということを各市と完璧に用意していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） ただ今のご指摘を踏まえまして、十分協議させていただきたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 最後に中継施設についてですけども。中継施設の計画はまだで

きていませんということでした。いつ頃までにできる予定ですか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 基本計画は今年度できる予定です。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 先程できるまでに、直接運搬ということでした。私が試算するところによると約600台の車があるかと思いますが、その運用運営、運搬計画。この間の地元協議との決定内容とかみると、それも地元協議しなければならないと思うんですけども、それはしましたか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 地元には、してないです。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） こういう重大なことを。約1年間近く大量の台数が焼却場に集中する訳ですよ。早めに説明しなければならないと思いますが、いつ頃やるの。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） できるだけ早く進めたいと思います。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） できるだけじゃなくて、すぐにでもやらなければしょうがないことですから。マンパワーが足らなければ各市から担当を借りて、きちっと精査して、地元協議に後でこんな話じゃなかったと言われますよ。台数来るのは説明してある、確認。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 台数については説明してございます。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） それは16町内ですか。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 16町内です。ただ、最初の1年目は、先程ご指摘があった中継施設が使えない1年は、台数が増えるといった詳しいところまでは、しておりません。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 最後の質問をします。その説明を早く早急にしてください。通知書でも出さないと。後で聞いていませんよと、だったらもうちょっと違うものをくれとか、そんな話になったら大変ですよ。その辺はお願いしておきます。

もう一つ言いたいのは、最終処分場の水処理は、このクローズド型の施設も閉鎖後の処理が必要だということは、分かっていますよね。

○議長（桜井 隆君） 鴨作施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 承知しております。

○議長（桜井 隆君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） そういうことも含めて、まだまだ詰めていないことが多いようですので、その点は早めに早急に精査して、事務事業を進めることをお願いして、私の一般質問を終わりにします。以上です。

○議長（桜井 隆君） 以上で通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

日程第8 討論、採決

○議長（桜井 隆君） 日程第8、討論、採決を行います。討論の事前通告はありませんでした。これより直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（桜井 隆君） ご異議なしと認めます。これより採決に入ります。

議案第1号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（桜井 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第2号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（桜井 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第3号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理

事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(桜井 隆君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第4号、平成29年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者が4名、挙手しない者が4名)

○議長(桜井 隆君) 賛成、反対が同数でありますので、議長裁決いたします。

本案について、議長は可決と裁決します。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(桜井 隆君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 閉 会

以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて議了いたしました。

これにて、平成29年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でした。

午後5時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 桜井 隆

議員 浅野 勝 義

議員 石 上 允 康